

中部運輸局鉄道部

令和8年9月1日

連絡先
中部運輸局鉄道部
監理課 伊藤、松村
TEL 052-952-8030

配布先：東海交通研究会

豊橋鉄道株式会社の旅客運賃上限変更認可申請 に関するパブリックコメントを実施します

令和8年8月31日付けで豊橋鉄道株式会社から鉄軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請がありました。

当該申請事案については、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴取し、審査の参考とするため、別添の要領にてパブリックコメントを実施します。

1. 鉄軌道事業の旅客の運賃及び料金の認可について

鉄道の旅客運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされております。（軌道法においても同様の取扱いを実施）

※本申請事案の認可については、中部運輸局長へ委任されております。

2. 申請の概要について

別紙1「豊橋鉄道株式会社の鉄道事業及び軌道事業に係る旅客運賃上限変更認可申請の概要」参照

（参考：<https://www.toyotetsu.com/>）

3. 意見募集期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月15日（火）まで

4. 意見の提出先・提出方法

別紙2「意見募集要領」参照

5. その他

提出されましたご意見は、e-Govに回答を掲載します。なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

豊橋鉄道株式会社の鉄道事業及び軌道事業に係る
旅客運賃上限変更認可申請の概要

1. 申請日

令和8年8月31日（月）

2. 申請者

愛知県豊橋市駅前大通一丁目46番地の1

豊橋鉄道株式会社

代表取締役社長 松下 明

3. 実施予定日

渥美線 令和9年5月（予定）

東田本線 令和9年5月（予定）

4. 申請の概要

変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法（抜粋）

<鉄道>

【普通旅客運賃】

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃
0～1. 0	170円	190円
1. 1～2. 0	170円	200円
2. 1～3. 0	180円	210円
3. 1～4. 0	180円	220円
4. 1～5. 0	210円	240円
5. 1～6. 0	230円	260円
6. 1～7. 0	250円	280円
7. 1～8. 0	280円	310円
8. 1～9. 0	310円	340円
9. 1～10. 0	340円	370円
10. 1～11. 0	370円	400円
11. 1～12. 0	400円	430円
12. 1～13. 0	420円	450円
13. 1～14. 0	450円	480円
14. 1～15. 0	480円	510円
15. 1～16. 0	500円	530円
16. 1～17. 0	530円	560円
17. 1～18. 0	550円	580円

【定期旅客運賃】

・通勤定期旅客運賃（大人1ヶ月）

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃
0～1. 0	7, 140円	7, 980円
1. 1～2. 0	7, 140円	8, 400円
2. 1～3. 0	7, 560円	8, 820円
3. 1～4. 0	7, 560円	9, 240円
4. 1～5. 0	8, 820円	10, 080円
5. 1～6. 0	9, 660円	10, 920円
6. 1～7. 0	10, 500円	11, 760円
7. 1～8. 0	11, 760円	13, 020円
8. 1～9. 0	13, 020円	14, 280円
9. 1～10. 0	14, 280円	15, 540円
10. 1～11. 0	15, 540円	16, 800円
11. 1～12. 0	16, 800円	18, 060円
12. 1～13. 0	17, 640円	18, 900円
13. 1～14. 0	18, 900円	20, 160円
14. 1～15. 0	20, 160円	21, 420円
15. 1～16. 0	21, 000円	22, 260円
16. 1～17. 0	22, 260円	23, 520円
17. 1～18. 0	23, 100円	24, 360円

・通学定期旅客運賃（大人1ヶ月）

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃
0～1. 0	5, 100円	5, 700円
1. 1～2. 0	5, 100円	6, 000円
2. 1～3. 0	5, 400円	6, 300円
3. 1～4. 0	5, 400円	6, 600円
4. 1～5. 0	6, 300円	7, 200円
5. 1～6. 0	6, 900円	7, 800円
6. 1～7. 0	7, 500円	8, 400円
7. 1～8. 0	8, 400円	9, 300円
8. 1～9. 0	9, 300円	10, 200円
9. 1～10. 0	10, 200円	11, 100円
10. 1～11. 0	11, 100円	12, 000円
11. 1～12. 0	12, 000円	12, 900円

12. 1～13. 0	12, 600円	13, 500円
13. 1～14. 0	13, 500円	14, 400円
14. 1～15. 0	14, 400円	15, 300円
15. 1～16. 0	15, 000円	15, 900円
16. 1～17. 0	15, 900円	16, 800円
17. 1～18. 0	16, 500円	17, 400円

<軌道>

【普通旅客運賃】

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃
均一制	200円	230円

【定期旅客運賃】

・通勤定期旅客運賃（大人1ヶ月）

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃
均一制	8, 400円	9, 660円

・通学定期旅客運賃（大人1ヶ月）

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃
均一制	6, 000円	6, 900円

鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関する意見募集について

令和 8 年 9 月 1 日
中部運輸局鉄道部監理課

令和8年8月31日付けをもって、豊橋鉄道株式会社から鉄道事業及び軌道事業に係る旅客運賃上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、下記の要領で御意見を募集します。

意見募集要領

1. 意見募集対象

豊橋鉄道株式会社の鉄道事業及び軌道事業に係る旅客運賃上限変更認可申請

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口(e-Gov) (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント(意見募集中案件一覧)」欄に掲載いたします。

3. 意見募集期間

令和8年9月1日(火)から令和8年9月15日(火)まで
※郵送の場合、募集期間内の必着とします。

4. 意見提出先・提出方法

意見提出様式にならない、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称及び所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。

なお、電話による御意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出してください。

②郵送の場合

〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1

国土交通省中部運輸局鉄道部監理課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. その他

提出されましたご意見は整理の上、e-Gov の「パブリックコメント（結果公表案件一覧）欄」に回答を掲出します。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

7. お問い合わせ先

国土交通省中部運輸局鉄道部監理課 意見募集担当

電話番号 052-952-8030

(意見提出様式)

国土交通省中部運輸局鉄道部監理課 意見募集担当 あて

豊橋鉄道株式会社の鉄道事業及び軌道事業に係る
旅客運賃上限変更認可申請に関する意見

1. 個人／団体の別	個人／団体 (※いずれか該当する方を○で囲んで下さい。)
2. 氏名／団体名	
3. 住 所	
4. 電 話 番 号	
5. 電子メールアドレス	
意 見	ご意見: 理由: